

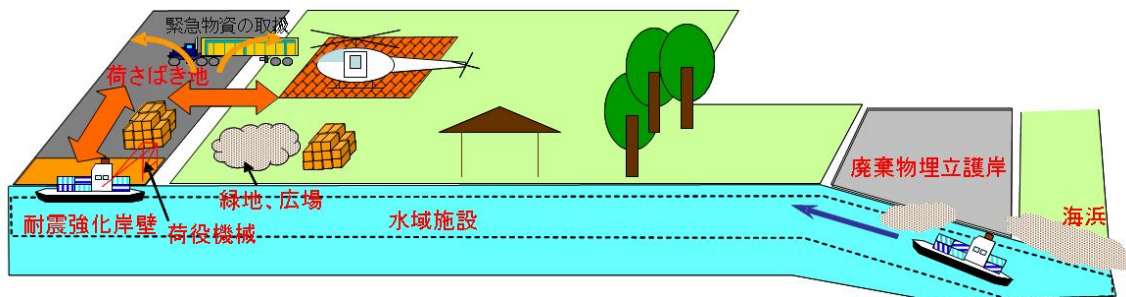
適合性確認制度について

H19 に港湾の施設の技術上の基準（以下、「技術基準」）が改正され、性能規定化に伴って、創意工夫を活かした新たな設計方法や特殊構造の採用をはじめとする、設計の合理化を図ることが可能となりました。

その一方で、性能規定化に伴い多様な設計方法が可能になることから、公共の安全その他公益上影響が著しい施設に対しては、安全性を適切に確保するため、国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者（以下、「登録確認機関」）が技術基準への適合性を確認する適合性確認制度を導入しています。

ただし、国土交通大臣が定めた設計方法を用いる場合はこの限りでないこととされています（港湾法第56条の2の2ただし書の設計方法）。

- 国または登録確認機関が技術基準への適合性確認を行う施設（H22 12月現在）



適合性確認対象施設 【港湾法施行規則第28条の2】	確認業務範囲の対象		
	(財)沿岸技術 研究センター	(社)寒地港湾 技術研究セン ター	国土交通省
外郭施設	○	○	×
係留施設 (水深7.5m以上、旅客船・危険物 船等、耐震強化施設)	○	○	×
道路及び橋梁	○	×	×
荷役機械（大規模地震対策施設： 軌道走行式及び固定式荷役機械）	×	×	○
廃棄物埋立護岸	○	○	×
海浜	○	○	×
緑地及び広場（大規模地震対策施 設）	○	○	×